

素案から原案への変更点

No	原 案	素 案	変更内容
1	<p>1.1.1. ゴマフアザラシ (P1)</p> <p>冬期に流氷とともに北海道の南西部を除く全道沿岸に回遊し、日本海側、オホーツク海側では11月から翌年5月まで、太平洋側では2月から5月まで滞在する(以下、「冬期北海道回遊群」という)。この回遊群の夏期の主要生息地は、サハリン沿岸と千島列島であると考えられているが、ソビエト連邦崩壊後には十分な調査が実施されておらず、夏期の個体数の現状は不明な点が多い。</p> <p>これとは別に、尾岱沼や風蓮湖には6月から翌年2月まで滞在するグループ(以下、「夏期北海道回遊群」という。)が存在しているが、これらの冬期の生息地は確認されていない(北海道レッドリスト「保護に留意すべき地域個体群(L p)」選定)。</p> <p>1970年代後半にはほとんど北海道日本海側への来遊の記録はないが、1990年代から、日本海側では概ね12月から3月ぐらいに礼文島のトド島に回遊が確認され、1990年後半には日本海側へ分布が広がり、礼文島のほかに、利尻島、稚内市(声間・宗谷・抜海)、天売島や焼尻島、小樽市、積丹半島などに新しい上陸場が確認されるようになった(表1参照)。</p> <p>(表1) 略</p> <p>さらに、近年では、来遊時期の早期化、退去時期の遅延化がみられ、概ね11月から5月にかけて滞在するようになり、礼文島では600個体以上、稚内市(声間・宗谷・抜海)、天売島や焼尻島などでも周年生息が確認され(以下、「周年定着個体」という。)、年々その個体数が増加傾向にあるとともに、礼文島のトド島では繁殖も確認されている(表2参照)。</p> <p>北海道沿岸、特に日本海側における回遊域の拡大や、上陸場の増加、個体数の増加は、旧ソビエト連邦で行われていた年間数万～十数万頭のアザラシ猟が1994年に廃止され、個体数が増加したことや、流氷の減少でオホーツク海から宗谷海峡への移動が容易になったことによるものと考えられている。</p>	<p>1.1.1. ゼニガタアザラシ</p> <p>北海道のえりも岬から根室半島、国後・択捉島までの太平洋側に分布しており、同じ岩礁を周年利用し、定着性が高く、北海道に分布するアザラシ類のうち唯一の陸上繁殖型である。1970年代には毛皮や脂を目的とした狩猟などにより、400頭未満まで減少したが、その後の保護施策や代用品の普及によるアザラシ猟の衰退などにより個体数は回復し、2008年に最大上陸確認頭数1,089頭を確認している。</p> <p>1998年に環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠBに選定され、2012年に絶滅危惧Ⅱ類にダウンリストされたが、法により希少鳥獣に指定されていることから、環境大臣が捕獲許可等の権限を有している。国では、深刻化した漁業被害に対応するため、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の安定的な存続と漁業被害の軽減を図ることを目的に、平成24年2月「ゼニガタアザラシ保護管理検討会」を設置し、防除対策や調査捕獲などについて検討を重ねてきたが、調査捕獲については、絶滅危惧種であることなどを理由に実施が見送られた。</p> <p>増加する個体数と漁業被害への早急な対応を求める地域からの要望を受け、平成26年5月に策定した「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」では、平成27年度末までに絶滅危惧種再評価を行うこととし、その間個体数調整は行わず、被害防除対策の効果検証及びモニタリングを主体とした取組が行われている。</p> <p>1.1.2. ゴマフアザラシ</p> <p>冬期に流氷とともに北海道の南西部を除く全道沿岸に回遊し、日本海側、オホーツク海側では11月から翌年5月まで、太平洋側では2月から5月まで滞在する(以下、「冬期北海道回遊群」という)。この回遊群の夏期の主要生息地は、サハリン沿岸と千島列島であると考えられているが、ソビエト連邦崩壊後には十分な調査が実施されておらず、夏期の個体数の現状は不明な点が多い。</p> <p>これとは別に、尾岱沼や風蓮湖には6月から翌年2月まで滞在するグループ(以下、「夏期北海道回遊群」という。)が存在しているが、これらの冬期の生息地は確認されていない(北海道レッドリスト「保護に留意すべき地域個体群(L p)」選定)。</p> <p>近年、北海道沿岸、特に日本海側に回遊するゴマフアザラシについては、回遊域の拡大や、上陸場の増加、個体数の増加が顕著となっている。これは、ロシアが行っていた年間数十万頭規模のアザラシ猟が1994年に廃止され、個体数が増加したことや、流氷の減少でオホーツク海から宗谷海峡への移動が容易になったことによるものと考えられている(表1参照)。</p> <p>(表1) 略</p> <p>1970年代後半にはほとんど北海道日本海側への来遊の記録はないが、1990年代から、日本海側では概ね12月から3月ぐらいに礼文島のトド島に回遊が確認され、1990年後半には日本海側へ分布が広がり、礼文島のほかに、利尻島、稚内市(声間・宗谷・抜海)、天売島、焼尻島、小樽市、積丹半島などに新しい上陸場が確認されるようになった。</p> <p>さらに、近年では、来遊時期の早期化、退去時期の遅延化がみられ、概ね11月から5月にかけて滞在するようになり、礼文島では600個体以上、稚内市(声間・宗谷・抜海)、天売島や焼尻島などでも周年生息が確認され(以下、「周年定着個体」という。)、年々その個体数が増加傾向にあるとともに、礼文島のトド島では繁殖も確認されている(表2参照)。</p> <p>(表2) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●バプリックコメント ロシアによるアザラシ猟に関する事実関係の訂正 ●環境省意見 ゼニガタアザラシの項をゴマフアザラシの後にする(項番の変更) ●環境省意見 「その間個体数調整は行わず」を削除 ※「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画(環境省計画)」(平成26年5月9日策定)に準拠 ●表現修正 ゴマフアザラシの項において段落入れ替え

No	原 案	素 案	変更内容
	<p>1.1.2. <u>ゼニガタアザラシ</u> (P2)</p> <p>北海道のえりも岬から根室半島、国後・択捉島までの太平洋側に分布しており、同じ岩礁を周年利用し、定着性が高く、北海道に分布するアザラシ類のうち唯一の陸上繁殖型である。 1970年代には毛皮や脂を目的とした狩猟などにより、400頭未満まで減少したが、その後の保護施策や代用品の普及によるアザラシ猟の衰退などにより個体数は回復し、2008年に最大陸産確認頭数1,089頭を確認している。 1998年に環境省レッドリストで絶滅危惧ⅡBに選定され、2012年に絶滅危惧Ⅰ類にダウンリストされたが、法により希少鳥獣に指定されていることから、環境大臣が捕獲許可等の権限を有している。 国では、深刻化した漁業被害に対応するため、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の安定的な存続と漁業被害の軽減を図ることを目的に、平成24年2月「ゼニガタアザラシ保護管理検討会」を設置し、防除対策や調査捕獲などについて検討を重ねてきたが、調査捕獲については、絶滅危惧種であることなどを理由に見送られた。 増加する個体数と漁業被害への早急な対応を求める地域からの要望を受け、平成26年5月に策定した「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」では、平成27年度末までに絶滅危惧種再評価を行うこととし、被害防除対策の効果検証及びモニタリングを主体とした取組が行われている。</p>		
2	<p>2.1. 回遊域全体での個体数推計 (P4)</p> <p>回遊性アザラシ類の個体数管理のためには、回遊域全体で個体数推計を行う必要がある。 <u>ロシアとの情報交換や共同調査については、過去に数回、サハリンにおける日本側研究者による現地調査やビザなし交流による北方四島における合同調査などが行われていた。その後、平成21年に署名された「日露隣接地域における生態系保全協力プログラム」の枠組みの中で行われているが、調査地域や時期が限られていることから回遊域全体の把握には至っていない。</u></p>	<p>2.1. 回遊域全体での個体数推計</p> <p>回遊性アザラシ類の個体数管理のためには、回遊域全体で個体数推計を行う必要がある。 <u>過去には数回、サハリンにおける日本側研究者による現地調査やビザなし交流による北方四島における日露合同調査などが行われていたが、調査地域や時期が限られていることから回遊域全体の把握には至っていない。</u> このため、回遊域全体のアザラシ類の情報を収集するためには、公的機関によるロシアとの情報交換や共同調査が必要だが、その実現の見通しは立っていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●バブルコメント ロシアによるアザラシ猟に係る事実関係の訂正
3	<p>2.3. <u>アザラシ捕獲従事者の確保</u> (P4)</p> <p>アザラシ類は鳥獣保護法の対象鳥獣であることから、捕獲には狩猟免許の取得が必要である。一方トドは漁業法により管理されており、捕獲には狩猟免許の取得は義務付けられていないものである。 アザラシ類の捕獲の担い手は、主として、船上発砲の技術を有する<u>トド採捕従事者</u>であるが、<u>トド採捕従事者の半数以上は狩猟免許を有していないことから、アザラシの捕獲に従事できるトド採捕従事者の拡大を図り、アザラシ捕獲従事者を確保する必要がある。</u></p>	<p>2.3. <u>アザラシハンターの確保</u></p> <p>アザラシ類は鳥獣保護法の対象鳥獣であることから、捕獲には狩猟免許の取得が必要である。一方トドは漁業法により管理されており、捕獲には狩猟免許の取得は義務付けられていないものである。 アザラシ類の捕獲の担い手は、主として、船上発砲の技術を有する<u>トドハンター</u>であるが、<u>トドハンターの半数以上は狩猟免許を有していないことから、アザラシの捕獲に従事できるトドハンターの拡大を図り、アザラシハンターを確保する必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●用語修正 「アザラシハンター」→「アザラシ捕獲従事者」 「トドハンター」→「トド採捕従事者」
4	<p>2.4. <u>銃以外による捕獲手法の確立</u> (P4)</p> <p>銃による捕獲の場合、海上・海岸は、背後に遮へい物がない場合が多く、発砲時における安全確保が困難なことや、発砲場所までの船での移動などの制約が多く、実施が困難なケースもあることから、網など銃以外による捕獲手法と捕獲後の安楽殺手法の検討が必要である。</p>	<p>2.4. <u>銃による捕獲の制約</u></p> <p>銃による捕獲の場合、海上・海岸は、背後に遮へい物がない場合が多く、発砲時における安全確保が困難なことや、発砲場所までの船での移動などの制約が多く、実施が困難なケースもあることから、網など銃以外による捕獲手法と捕獲後の安楽殺手法の検討が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●表現修正 見出しの変更
5	<p>2.6. <u>捕獲個体の適正処理</u></p> <p><u>捕獲個体は一般廃棄物として処理されることとなるが、処理のための費用負担が大きいことや、大量捕獲時に施設の処理能力を超えるおそれがあることから計画的な捕獲が必要である。</u></p>	<p>2.6. <u>残渣処理</u></p> <p><u>捕獲後は一般廃棄物として処理されるが、処理のための費用負担が大きいほか、大量捕獲時に施設の処理能力を超えるおそれがあることから計画的な捕獲が必要である。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道環境審議会自然環境部会意見 捕獲個体の適正処理を追加
6	<p>7.1. 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群 (P6)</p> <p>オホーツク海全体でゴマフアザラシは、1960年代後半は16万頭程度とされていたが、1990年には約26万頭が生息すると推測され、増加傾向にあると考えられている。冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群のゴマフアザラシは、オホーツク海由来であるが、その個体数や生態には不明な点が多く、<u>現状においては、個体数管理のために必要な回遊域全体での個体数推計は困難であり、捕獲が冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群に与える影響も不明であることから、削減は行わない。</u> ただし、被害防止のための捕獲については、引き続き実施できるものとする。</p>	<p>7.1. 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群</p> <p>オホーツク海全体でゴマフアザラシは、1960年代後半は16万頭程度とされていたが、1990年には約26万頭が生息すると推測され、増加傾向にあると考えられている。冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群のゴマフアザラシは、オホーツク海由来であるが、その個体数や生態には不明な点が多く、<u>実態鮮明に不可欠なロシアとの情報交換・共同調査の見通しが立っていない現状においては、個体数管理のために必要な回遊域全体での個体数推計は困難であり、捕獲が冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群に与える影響も不明であることから、削減は行わない。</u> ただし、被害防止のための捕獲については、引き続き実施できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●表現修正 内容の整理
7	<p>7.2. 周年定着個体 (P6)</p> <p>礼文島や稚内市声間・宗谷などでは、近年の生息環境、生態変化により、夏期も退去せずに現地に留まるゴマフアザラシの周年定着個体が多数存在する(表2)。 周年定着個体は、冬期北海道回遊群から分離したものであり、これらを削減することによって、個体群の存続に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 また、周年定着個体の削減は、冬期間のみ滞る回遊個体の削減よりも漁業被害軽減効果及び資源回復効果が高いものと考えられる。 このことから、回遊域全体における個体数管理が可能になるまでの間は、北海道沿岸の周年定着個体を削減することにより、個体群の存続に影響を及ぼすことなく漁業被害の軽減と資源回復を図ることが、最も現状に即した対策と考えられる。 このため、当面の目標を、北海道沿岸のゴマフアザラシ周年定着個体を削減することとする。 具体的取組は次のとおり</p>	<p>7.2. 周年定着個体</p> <p>礼文島や稚内市声間・宗谷などでは、近年の生息環境、生態変化により、夏期も退去せずに現地に留まるゴマフアザラシの周年定着個体が多数存在する(表2)。 周年定着個体は、冬期北海道回遊群から分離したものであり、これらを削減することによって、個体群の存続に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 また、周年定着個体の削減は、冬期間のみ滞る回遊個体の削減よりも漁業被害軽減効果及び資源回復効果が高いものと考えられる。 このことから、回遊域全体における個体数管理が可能になるまでの間は、北海道沿岸の周年定着個体を削減することにより、個体群の存続に影響を及ぼすことなく漁業被害の軽減と資源回復を図ることが、最も現状に即した対策と考えられる。 このため、当面の目標を、北海道沿岸のゴマフアザラシ周年定着個体を削減することとする。 具体的取組は次のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●バブルコメント 数値目標の根拠を追加 ●用語修正 「1/2以下」→「概ね1/2」

No	原 案	素 案	変更内容
	<p>a) 道は、関係市町村、漁業協同組合などと連携し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律による鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用し、捕獲や追い払いにより周年定着個体の削減に努めるものとする。</p> <p>b) 削減のための捕獲や追い払いの期間は、6月1日から10月31日までとする。</p> <p>c) <u>削減の効果・影響を分析・評価するためには、一定程度の個体数の削減が必要であるが、分析・評価の結果、原状回復を図らなければならないこともあり得ることから、計画期間終了後、最初の夏期（2017年6月1日から10月31日）に毎月複数回実施する個体数カウントにより得られた最大上陸確認個体数が、礼文島、稚内市（声間・宗谷・抜海）、天売島及び焼尻島において2013年（表2）の概ね1/2を目指す。</u></p> <p>d) 捕獲や追い払いにより、周年定着個体が南下することがないように、宗谷、留萌等日本海沿岸地区は連携した取組を実施するよう務めるものとする。</p> <p>e) なお、計画期間中であっても、冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群に著しい減少が確認された場合は、原因を検証するとともに、削減を中止するものとする。</p>	<p>a) 道は、関係市町村、漁業協同組合などと連携し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律による鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用し、捕獲や追い払いにより周年定着個体の削減に努めるものとする。</p> <p>b) 削減のための捕獲や追い払いの期間は、6月1日から10月31日までとする。</p> <p>c) 計画期間終了後、最初の夏期（2017年6月1日から10月31日）に毎月複数回実施する個体数カウントにより得られた最大上陸確認個体数が、礼文島、稚内市（声間・宗谷・抜海）、天売島及び焼尻島において2013年（表2）の1/2以下となることを目指す。</p> <p>d) 捕獲や追い払いにより、周年定着個体が南下することがないように、宗谷、留萌等日本海沿岸地区は連携した取組を実施するよう務めるものとする。</p> <p>e) なお、計画期間中であっても、冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群に著しい減少が確認された場合は、原因を検証するとともに、削減を中止するものとする。</p>	
8	<p>7.3. 順応的管理の実施 〈P7〉</p> <p>不確実な将来予測に対応するため、目視個体数、捕獲頭数、漁業被害額などのモニタリング結果に基づき、目標の柔軟な見直しを行うものとする。その際には、関係者が情報を共有し、モニタリング結果から削減の影響・効果の検証を行い、合意形成を図りながら、管理の方向性を決めることとする。</p>	<p>7.3. 順応的管理の実施</p> <p>不確実な将来予測に対応するため、目視個体数、捕獲頭数、漁業被害額などのモニタリング結果に基づき、目標の柔軟な見直しを行うものとする。その際には、関係者が情報を共有し、モニタリング結果から捕獲の影響・効果の検証を行い、合意形成を図りながら、管理の方向性を決めることとする。</p>	<p>●用語修正 「捕獲」→「削減」</p>
9	<p>7.4. トド採捕従事者の活用 〈P7〉</p> <p>効率的な捕獲を行うためには、アザラシ捕獲従事者の確保が必要であることから、法に基づく狩猟免許を有さないトド採捕従事者に対し、漁業法に基づく「とど採捕証認証」の交付を受けた場合のアザラシの捕獲を行う許可について検討する。</p>	<p>7.4. トドハンターの活用</p> <p>効率的な捕獲を行うためには、アザラシハンターの確保が必要であることから、法に基づく狩猟免許を有さないトドハンターに対し、漁業法に基づく「とど採捕証認証」の交付を受けた場合のアザラシの捕獲許可を行うことについて検討する。</p>	<p>●用語修正 「アザラシハンター」→「アザラシ捕獲従事者」 「トドハンター」→「トド採捕従事者」</p>
10	<p>11.4. ロシアとの情報交換・共同調査による回遊域全体における個体数推計 〈P9〉</p> <p>回遊性のゴマフアザラシは日本とロシアの排他的経済水域を行き来していることから、これらの将来的な個体数管理のためには回遊域全体の個体数推計が必要である。 このためには、流水期のオホーツク海における出産数把握・個体数推計、ロシアにおける春期から秋期の個体数変動、日本における秋期から春期の個体数変動などについて、既に交流を蓄積している「日露隣接地域における生態系保全協力プログラム」を活用してロシアとの情報交換・共同調査を国に要望する。</p>	<p>11.4. ロシアとの情報交換・共同調査による回遊域全体における個体数推計</p> <p>回遊性のゴマフアザラシは日本とロシアの排他的経済水域を行き来していることから、これらの将来的な個体数管理のためには回遊域全体の個体数推計が必要である。 このためには、流水期のオホーツク海における出産数把握・個体数推計、ロシアにおける春期から秋期の個体数変動、日本における秋期から春期の個体数変動などについて、政府間交渉に基づきロシアとの情報交換・共同調査を国に要望する。</p>	<p>●パブリックコメント ロシアとの情報交換・共同調査に関する事実関係の訂正</p>
11	<p>11.5. 安全の確保 〈P9〉</p> <p>銃による捕獲に当たっては、安全確保のため、海上保安部署など関係機関との連携に努めるものとする。</p>		<p>●第一管区海上保安本部意見 銃捕獲の安全確保のため、関係機関の連携を追加</p>
12	<p>11.6. 捕獲個体の適正処理等 〈P9〉</p> <p>捕獲の実施に当たっては、協議会などの鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律による鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施主体が、市町村と捕獲個体の適正処理を含めて十分に連携するものとする。 また、毛皮、肉、脂などの有用性について情報を収集する。</p>		<p>●パブリックコメント 有用性の情報収集を追加 ●北海道環境審議会自然環境部会意見 捕獲個体の適正処理を追加</p>